第十一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　赤味薄橙色
料額・等級　黒色

○財務省告示第九十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

秋田港外港地区コンテナターミナル指定保税地域

一　土地

秋田県秋田市土崎港相染町字大浜にある北緯三九度四六分九秒、東経一四〇度二分三四秒の地点を起点とし、同起点から一六六度四分四〇秒の方向に引いた線上二〇二・七三七メートルの地点をアとし、同地点から二一一度二分三八秒の方向に引いた線上五〇・五三〇メートルの地点をイとし、同地点から二五五度四四分五一秒の方向に引いた線上三四九・二八二メートルの地点をウとし、同地点から一六五度一七分一六秒の方向に引いた線上七四・四七三メートルの地点をエとし、同地点から二五四度五七分一四秒の方向に引いた線上六五・〇五四メートルの地点をオとし、同地点から一六五度二八分二九秒の方向に引いた線上二四・九六一メートルの地点をカとし、同地点から二五五度二九分六秒の方向に引いた線上四九・一七六メートルの地点をキとし、同地点から三四五度三一分一三秒の方向に引いた線上二九一・四〇四メートルの地点をクとし、同地点から七五度七分七秒の方向に引いた線上三二〇・六三〇メートルの地点をケとし、同地点から三四六度三〇分二三秒の方向に引いた線上四二・〇一二メートルの地点をコとし、これらの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地一一三、四九三・〇〇平方メートル

二　建設物

㈠　名称　多目的上屋
　　所在地　秋田県秋田市土崎港相染町字大浜一四番
　　構造　鉄骨造平家建
　　面積　五二〇・〇〇平方メートル
㈡　名称　くん蒸施設
　　所在地　秋田県秋田市土崎港相染町字大浜一二番
　　構造　鉄筋コンクリート造平家建
　　面積　一八三・二〇平方メートル

○財務省告示第九十四号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第三項第一号の規定に基づき財務大臣が定めるものを次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(6)㈠の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年九月財務省告示第二百九十三号）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

株式会社国際協力銀行法第十二条第三項第一号に規定する財務大臣が定めるものは、航空機並びにその部分品及び附属品とする。

○財務省告示第九十五号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第九項第一号の規定に基づき財務大臣が定める者を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(3)の規定に基づき主務大臣が定める銀行等以外の者を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百九十一号）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

株式会社国際協力銀行法第十二条第九項第一号に規定する財務大臣が定める者は、資産の流動化を目的とする我が国及び外国の法人その他の団体とする。

○財務省告示第九十六号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第十項第二号及び第十一項の規定に基づき財務大臣が定める期間を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(4)及び(5)ロの規定に基づき主務大臣が定める期間を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百九十二号）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

株式会社国際協力銀行法第十二条第十項第二号及び第十一項に規定する財務大臣が定める期間は、三十営業日とする。

○財務省告示第九十七号

株式会社日本政策金融公庫法別表第三の備考(9)の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年九月財務省告示第二百九十四号）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

○財務省告示第九十八号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第九条第一項の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の社債の発行に係る基本方針の提出日を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

なお、国際協力銀行社債の発行に係る基本方針の提出日を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百八十六号）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

株式会社国際協力銀行法施行令第九条第一項に規定する財務大臣の定める日は、毎事業年度開始の前日（株式会社国際協力銀行の最初の事業年度においては、株式会社国際協力銀行の成立の日から一週間を経過した日）とする。

○財務省告示第九十九号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第八号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第三の注(8)の規定に基づく主務大臣が定める外国法人を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百九十号）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

一　外国の政府、政府機関又は地方公共団体（以下「外国政府等」という。）が行っていた事業を承継して行う法人（承継の後相当期間を経過したものを除く。）

二　電気事業、ガス事業、通信事業、運輸事業その他の公益事業を行う法人（当該事業の供給するものの料金の決定等当該事業の経営に係る重要事項に外国政府等が関与するものに限る。）

三　民間事業者の能力を活用して、都市開発（再開発を含む。）、地域開発、大規模な工業基地の建設、公共の用に供する重要施設の整備、資源開発その他の産業開発及び経済社会の発展に寄与する事業を行う法人であって、外国政府等と当該民間事業者とが共同して出資しているもの

四　外国の銀行その他の金融機関（「外国政府等」が出資しているものに限る。）が、その債務を保証している法人

五　国際機関が設立する法人又は当該法人が設立する法人

○文部科学省告示第四十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文